

こうち男女共同参画センター

(愛称 ソーレ)

提 案 参 考 資 料

○施設概要

○令和6年度事業実績

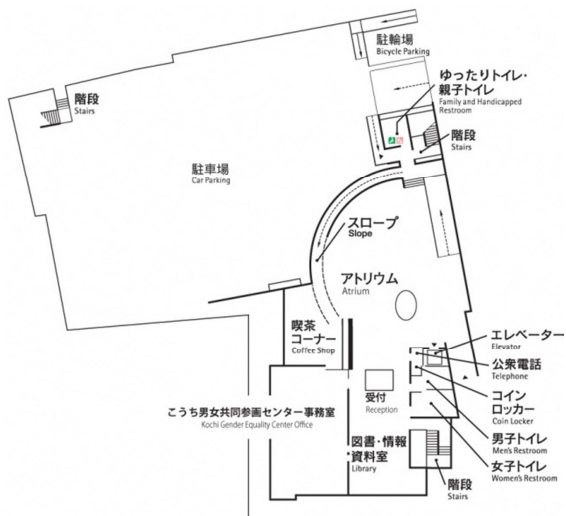
○関係する条例等

目 次

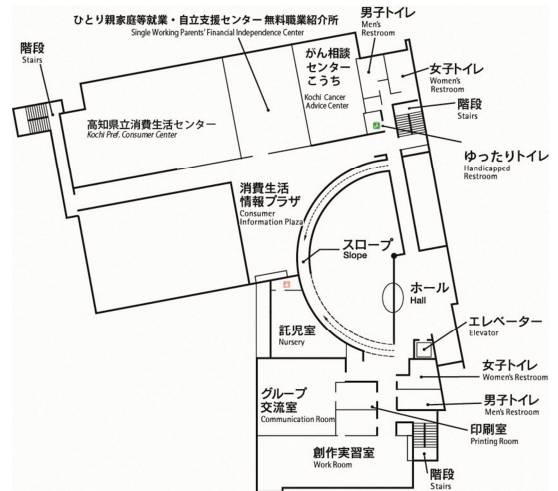
・ 施設配置図	．．．．．	P 1
・ 各施設の主要設備	．．．．．	P 2
・ 利用料	．．．．．	P 3
・ 営利団体及び営利目的の利用と利用料の免除・減免の取扱い	．．．．	P 4
・ 令和 6 年度事業の概要	．．．．．	P 5
・ 施設利用料の推移	．．．．．	P 1 7
・ 収支の概要（令和 6 年度実績）	．．．．．	P 1 8
・ 管理費の各機関負担金について	．．．．．	P 1 9
・ その他		
こうち男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例		P 2 0
こうち男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例施行規則		P 2 9

施設配置図

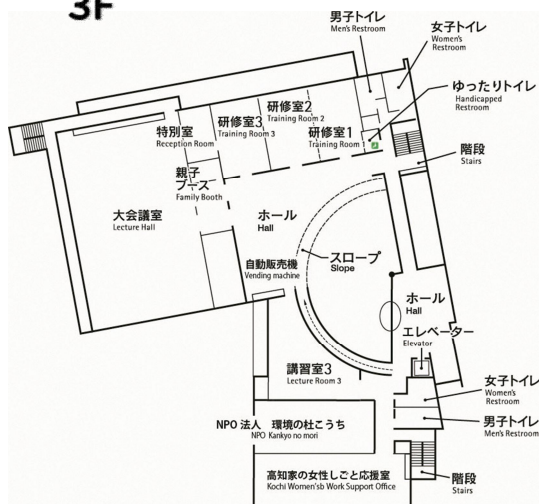
1F



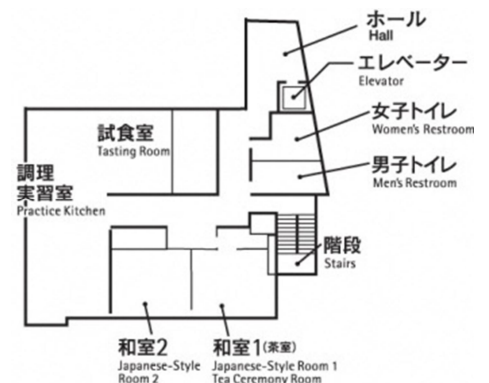
2F



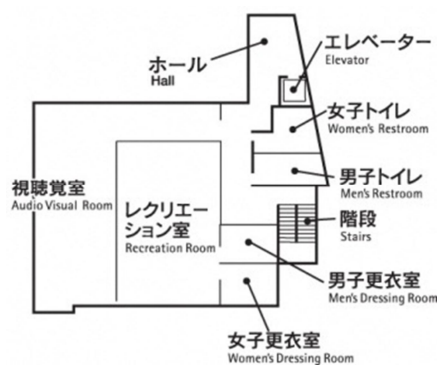
3F



4F



5F



<各施設の主要設備>

フロア	施設名	主 要 設 備
2階	創作実習室	■工作台 5台 ■ワークテーブル 1台 ■丸椅子 36脚 ■華道用具一式 20組 ■電動・手動木工具一式 各5組 ■電動式粘土ろくろ 1台 ■手動式粘土ろくろ 30台 ■粘土練機 1台 ■粘土作品乾燥棚 4台 ■染物乾燥棚 ■焼物成型絵付用具セット 2組 ■電気コンロ 1台 ■七宝電気炉 1台 ■七宝焼製作セット 2組 ■ホワイトボード 1台
3階	大会議室 付帯施設 ・特別室(控室) ・親子ブース	■机 58台 ■椅子 300脚 ■演台・演花台 各1台 ■AVシステム(ビデオ・OHC・マルチディスクプレーヤー・カセット) ■可動式プロジェクター 1台 ■固定式スクリーン 1台 ■グランドピアノ 1台 ■音響反射板 1組 ■固定式ホワイトボード 1台 ■可動式ホワイトボード1台 ■マイク(有線 2本 ワイヤレス 4本 ピンマイク 1本)
	研修室(共通)	■机 11台 ■椅子 33脚 ■ホワイトボード 1台 ■プロジェクター(貸出し・予約制) ■レクチャーアンプ 1台 ■ワイヤレスマイク 2本
	研修室1	■テレビ、ビデオ・DVDデッキ 各1台 ■固定式スクリーン 1台
	研修室2	■固定式スクリーン 1台
	研修室3	■固定式スクリーン 1台
4階	調理実習室 付帯施設 ・試食室	■試食用テーブル 4台 ■椅子 28脚 ■丸椅子 31脚 ■調理台 5台(うち1台昇降式) ■ホワイトボード 1台 ■ワゴン 1台 ■冷蔵庫 1台 ■オープンレンジ 5台 ■電磁調理器 2台 ■炊飯器 5台 ■ミキサー 5台 ■ハンドミキサー 3台 ■トースター 5台 ■その他調理器具 5組 ■食器類(和・洋・中)30~35人分 (ふきんはご用意ください)
	和室(2室で共用)	■座卓 19台 ■座布団 25枚 ■座椅子(2タイプ) 各3脚 ■アイロン 9台 ■姿見 2台 ■ホワイトボード 1台
	和室1 付帯施設・お茶室	■お茶室設備 ■茶道具一式 10組
5階	視聴覚室	■机 19台 ■回転椅子 32脚 ■予備椅子 20脚 ■AVシステム(ビデオ・OHC・マルチディスクプレーヤー・MD・カセット) ■固定式プロジェクター 1台 ■固定式スクリーン 1台 ■テレビモニタ 1台 ■アップライトピアノ 1台 ■ホワイトボード 1台 ■マイク(有線 1本 ワイヤレス 2本 ピンマイク 1本)
	レクリエーション室 付帯施設 ・更衣室・シャワー室	■CDラジカセ 1台 ■デジタル体重計 1台

<利用料>

1 施設

区分	利用人数	基準額(1 時間につき)	
		土曜日及び日曜日以外の日(こうち男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例(平成 10 年条例第 44 号。以下「条例」という。)第 4 条第 1 項各号に掲げる日を除く。)の午前 9 時から午後 9 時まで	土曜日及び日曜日の午前 9 時から午後 5 時まで
創作実習室	30 人	940 円	1,150 円
大会議室	300 人	4,510 円	5,660 円
研修室 1	30 人	420 円	520 円
研修室 2	30 人	420 円	520 円
研修室 3	30 人	420 円	520 円
調理実習室	30 人	1,260 円	1,570 円
和室 1	22 人	520 円	630 円
和室 2	28 人	630 円	840 円
視聴覚室	50 人	940 円	1,150 円
レクリエーション室	30 人	1,260 円	1,570 円

- 1 「土曜日及び日曜日の午前 9 時から午後 5 時まで」には、条例第 4 条に規定する休館日又は条例第 5 条第 1 項に規程する利用時間以外の時間(月曜日の午後 5 時から午後 9 時までを除く。)に許可施設を利用する場合を含むものとする。
- 2 利用料金の計算の対象となる利用時間には、専ら利用者の本来の利用目的に利用する時間のほか、その準備及び後片付け等に要する時間を含むものとする。
- 3 利用料金の計算において、利用時間が 1 時間未満であるとき又は利用時間に 1 時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は当該端数を 1 時間として計算する。
- 4 基準額には、消費税法(昭和 63 年法律第 108 号)の規定による消費税及び地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の規定による地方消費税の額を含むものとする。

2 附属設備

グループロッカー 1 月につき 100 円

- 1 利用料金の計算において、利用期間が 1 月未満であるとき又は利用期間に 1 月未満の端数があるときは、当該利用期間又は当該端数を 1 月として計算する。
- 2 基準額には、消費税法の規定による消費税及び地方税法の規定による地方消費税の額を含むものとする。

<営利団体及び営利目的の利用と利用料の免除・減額等の取扱>

1 利用許可の申請の受付開始日

(こうち男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例第6条及び同条例施行規則第2条参照)

	利 用 事 業	受付開始日
大会議室の 利用	営利団体及び営利目的の利用	利用開始日の6月前
	その他の利用	// 1年前
他の施設の 利用	営利団体及び営利目的の利用	// 2月前
	その他の利用	// 3月前

2 現指定管理者による利用料の免除・減額等

(こうち男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例第11条参照)

(募集配付資料「管理運営業務仕様書」Ⅳ－3参照)

利 用 事 業	利用料の取扱
・ 県、高知市、財団が行う男女共同参画に関する事業 ・ 県、高知市もしくは財団が共催する男女共同参画に関する事業	無料
・ 男女共同参画に関する事業 (県、高知市、財団及び下記の者の行う利用を除く)	半額 (利用料金×1/2)
・ 障害者が主たる構成員の団体の利用 ・ 旭町内会の利用	半額 (利用料金×1/2)
・ 営利団体及び営利目的の利用	2倍 (利用料金×2)

令和6年度の事業の概要

I 情報収集及び提供に関する業務

1 図書・情報資料収集・提供事業

(1) 図書・DVDの購入・整理

蔵書数		図書利用登録者数	
本	10,562冊	新規利用登録者数	95人
ビデオ・DVD	1,049本		
計	11,611冊・本	〃 累計	8,371人

(2) 図書団体貸出

市町村図書館や学校、団体等に100冊まで貸し出し、図書情報の周知を図った。

貸出先	市町村7件、大学2件、団体1件
貸出冊数	389冊、2本

(3) 新聞クリッピング

男女共同参画・人権に関連する新聞記事を館内に掲示した。(月2回実施)

2 図書・情報資料室利用促進事業

(1) テーマ別図書展示

定期的にテーマを決めて関連図書等を展示し、図書室の利用促進を図った。

4月	新着からおすすめ図書	10月	家事講座特集
5月	ジェンダー	11月	DV防止月間の啓発本
6月	男女共同参画月間講演会特集	12月	暮らし・生き方
7月	女性議員・バリア関係特集	1月	防災を考える
8月	絵本の読み聞かせ	2月	性暴力・同意について
9月	男性家事関連	3月	国際女性デー、自殺対策強化月間特集

II 調査研究に関する業務

男女共同参画に関する統計データ収集・提供事業

(1) 統計データの収集・分析

統計データを収集し、ホームページに関連データのリンク先を掲載した。
(年間ホームページアクセス 47,614件)

(2) ウェブ調査の実施

家族とのコミュニケーションの取り方に関する実態調査(ウェブ調査)を行い、結果を情報紙やホームページで周知した。回答者数276名

Ⅲ 県民の理解を深めるための広報及び啓発に関する業務

1 広報・啓発事業

(1) 情報紙の発行

情報紙「ソーレ・スコープ vol.109～112」の発行
(7・10・1・4月に各7,000部発行)

(2) ホームページによる情報発信

実施事業の紹介・報告、センターの利用案内、男女共同参画に関する情報、財団の経営状況等をホームページを通じて広く県民に発信した。
また、よりわかりやすい情報発信のため、動画にオープニングやエンディングを作成し、情報を追加して配信するなど工夫をこらした。

(3) メールマガジンの発行(ソーレの事業や取組を周知)

メールマガジン「FROM ソーレ」の配信(毎月1日、計12回 ※令和6年度末の登録数 477件)

(4) SNSによる情報発信

SNS(Facebook、X(旧Twitter)、Instagram)を活用した広報・啓発を行った。

高知のパパ「TEAM家族」メッセージ動画をInstagramで配信した。

(5) 啓発誌発行・配布

男女共同参画及び女性問題に関する啓発誌を講座開催や企画展示の機会に合わせ、県民に配布し、理解促進につなげた。

(6) 啓発パネル作成・貸出し・企画展示

作成したパネル等を館内の企画や地域のイベントで展示するとともに、他機関に貸し出すことで男女共同参画及び女性問題の啓発を図った。

啓発パネルの貸出	市町村等 10件13パネル
啓発パネル展等 企画展示	館内企画展示 7件
	男女共同参画推進月間(6月)、女性に対する暴力をなくす運動期間(11月)、ソーレまつり(1月)ほか
	地域イベント展示 2件 (旭やるかい祭り(高知市)、人権啓発フェスティバル(12月))

啓発パネルの展示

(7) その他の広報・啓発

人権啓発フェスティバル(高知市内)に出展し、啓発パネルの展示や情報紙等を配布し、来場者にソーレの利用促進と啓発を図った。また、啓発誌「ジェンダーってなあに？」のデジタル版を作成し、YouTubeや館内デジタルサイネージでの配信を行った。

(8) 講演会概要掲載

男女共同参画推進月間講演会、DV防止啓発講演会等の概要を情報紙やホームページに掲載した。

2 出前講座事業

男女共同参画、ハラスメント、DV・デートDV防止等について学ぶ機会を提供するため、市町村や地域、団体、企業等に講師を派遣する講座等を行った。

実施回数及び参加者数 73講座 5,411名 うち男性 2,392名

(1) 出前講座(サポーター講師活用) ※サポーター講師はソーレに登録している県内講師(令和6年度末30名)
実施回数 47回 参加者数 3,818名

	開催日	内 容	派遣先	参加者数 ()内は男性
1	4月2日	職場におけるハラスメント研修	学校法人太平洋学園高等学校	77名 (42)
2	4月5日	働き方改革とハラスメントについて	(一社)高知県山林協会	36名 (30)
3	4月26日	ハラスメント予防研修 (会場開催・オンライン配信併用)	金星製紙(株)	28名 (26)
4	5月14日	「子どもとジェンダー」自分らしさを 奪わないために	高知市子ども育成課	110名 (4)
5	5月22日	インターネットによる人権侵害	土佐市立戸波中学校	17名 (9)
6	6月6日	「ジェンダー平等」ってなんだろう	鴨田成人学級	41名 (3)
7	6月11日	ハラスメントのない職場づくりのために	高知県私立幼稚園連合会	30名 (3)
8	6月20日	インターネット時代の子育て	社会福祉法人嶺南福祉事業会 浜改田保育園	25名 (4)
9	6月22日	魅せる～好印象を伝える「メール・ 電話対応マナー」～	(公財)高知勤労者福祉サービス センター なんこくファミリーサ ポートセンター	9名 (0)
10	6月22日	女性の活躍とハラスメント	高知県高坂学園 生涯大学J組	98名 (13)
11	7月2日	子育て講座「“アサーティブ”につい て知ろう」	地域子育て支援センターとおち どんぐりの森	7名 (0)
12	7月6日	アングーマネジメント講座	JP労組土佐中央支部 女性フォーラム	23名 (1)
13	8月16日	アンコンシャス・バイアスに気づくこ とから進めよう ジェンダー平等	高知市人権同和・男女共同参画課	16名 (6)
14	8月17日	職場におけるハラスメント	社会福祉法人幡多手をつなぐ育 成会 福祉工場「中村」A型	14名 (4)
15	8月25日	最近のハラスメント事情	下知地区民生委員・児童委員協 議会	21名 (8)
16	8月30日	令和6年度事業者向けコンプライア ンス研修(ハラスメント)録画配信	高知県土木部土木政策課	1,431名 (464)
17	9月6日	人権問題について考えるとともに、 SNSの時代に考慮すべきことについ て学ぶ	高知県立高岡高等学校定時制	19名 (9)
18	9月6日	女性の活躍とハラスメント	高知県高坂学園 生涯大学I組	65名 (12)
19	9月19日	ピアサポーターのための傾聴スキル アップ講座	高知県警察本部厚生課	58名 (43)
20	9月26日	女性の視点に立った防災活動	高知県人権擁護委員連合会	11名 (6)
21	10月15日	第3次日高村男女共同参画プラン 策定委員会	日高村教育委員会	9名 (3)
22	10月18日	ハラスメントのない職場づくり	社会福祉法人長い坂の会 特別 養護老人ホームやすらぎの家	22名 (9)
23	10月25日	ワーク・ライフ・バランス	高知県教育センター	17名 (3)
24	10月25日	「男女共同参画社会」ってなんだろ う?～男性の家事・育児への関わり の重要性～	南国市総務課	42名 (15)
25	10月31日	メディアリテラシー・スマホ依存につ いて	高知県立高岡高等学校	19名 (10)
26	11月2日	中学生及び保護者を取り巻くSNS等 のトラブルについて	高知市立介良中学校	234名 (107)

	開催日	内 容	派遣先	参加者数 ()内は男性
27	11月7日	ネット社会について「インターネットとどう付き合っていく？」	地域子育て支援センター「サンサンひろば」	8名 (0)
28	11月19日	ハラスメントのない職場づくりのために	社会福祉法人すずめ福祉会	24名 (8)
29	11月21日	アンコンシャス・バイアスを知ろう！	兼松エンジニアリング(株)	284名 (227)
30	11月28日	アンコンシャス・バイアスを知ろう	高知親公会	50名 (48)
31	12月4日 12月12日	ハラスメントのない職場づくりのために	(株)ヒワサキ	43名 (34)
32	12月7日	乳幼児期からの性教育	(公財)高知勤労者福祉サービスセンター なんこくファミリーサポートセンター	13名 (0)
33	12月9日	アンコンシャス・バイアスとは	近森病院附属看護学校	36名 (6)
34	12月18日	アンコンシャス・バイアスって何だろう？	(特非)環境の杜こうち	5名 (1)
35	12月18日	自他尊重のコミュニケーション	高知市子ども育成課	202名 (5)
36	12月20日	ハラスメントのない職場づくり	福留開発(株)	82名 (75)
37	1月15日	職場におけるハラスメントの対策基礎知識	(株)四電工 高知支店	41名 (30)
38	1月24日	ジェンダー教育(人権教育研修会)	安芸市立赤野小学校	30名 (12)
39	1月29日	ワーク・ライフ・バランスについて	高知市人権同和・男女共同参画課	69名 (32)
40	2月4日	ハラスメント防止研修	(株)与力水産 貝ノ川定置作業所	9名 (9)
41	2月10日	室戸市男女共同参画プラン策定委員会	室戸市人権啓発課	14名 (9)
42	2月13日	ハラスメントのない職場づくりのために	特別養護老人ホームうららか春陽荘	24名 (15)
43	2月13日	第2回第3次日高村男女共同参画プラン策定委員会	日高村教育委員会	10名 (3)
44	2月19日	デートDV	高知県立高知工業高等学校	264名 (215)
45	3月6日	ハラスメント	香南市高齢者介護課	32名 (8)
46	3月13日	いのちの教育「乳幼児期の性教育」	香美市立子育てセンターびらふ	17名 (1)
47	3月27日	デジタル社会における子育てについて	高知市立朝倉保育園	82名 (9)
				3,818名 (1,581)

(2) 出前講座(県内・県外講師活用)

実施回数 14回 参加者数 780名

	開催日	内 容	派遣先	参加者数 ()内は男性
1	5月7日	LGBTQへの理解を深めよう	越知町人権教育研究協議会	119名 (56)
2	5月31日	男女共同参画推進出前教室、ジェンダーHUG	南国市立稲生小学校	19名 (9)
3	6月12日	LGBTQについての理解を深める	高知県立四万十高等学校	30名 (24)
4	6月14日	ジェンダーの視点から人権について考えよう	土佐市立戸波中学校	16名 (7)
5	6月19日	男女共同参画で四万十のみらいを考える	四万十町人権教育研究協議会 窪川支部	106名 (49)
6	6月21日	男女共同参画推進出前教室、ジェンダーHUG	南国市立白木谷小学校	23名 (9)
7	7月5日	性同一性障害・性自認について理解を深める	高知県立城山高等学校	13名 (4)
8	7月12日	男女共同参画推進出前教室、ジェンダーHUG	南国市立北陵中学校	52名 (32)
9	8月7日	LGBTQの現状と課題	日高村教育委員会	89名 (46)
10	8月16日	パートナーシップ制度の理解に繋がる研修	室戸市人権啓発課	119名 (53)
11	10月25日	ジェンダーと性別役割分担	宿毛市立小筑紫中学校	13名 (5)
12	12月19日	LGBTQについての理解	高知県立窪川高等学校	82名 (39)
13	12月26日	LGBTQについて	高知リハビリテーション専門職大学	25名 (15)
14	2月19日	人権研修・防災	高知市公営事業課	74名 (24)
				780名 (372)

(3) 出前講座(ソール職員)

実施回数 8回 参加者数 693名

	開催日	内 容	派遣先	参加者数 ()内は男性
1	5月7日	デートDV	高知県立岡豊高等学校	286名 (153)
2	5月8日	アンコンシャス・バイアス	高知市人権同和・男女共同参画課	15名 (0)
3	7月17日	デートDV	高知県立春野高等学校	129名 (61)
4	9月12日	デートDV	高知大学	48名 (33)
5	9月18日	デートDV	高知県立高知北高等学校	145名 (85)
6	11月13日	デートDV	高知県立四万十高等学校	30名 (24)
7	11月25日	男女共同参画推進の取組	四万十市生涯学習課	25名 (16)
8	11月29日	デートDV	高知市立高知商業高等学校定時制	15名 (14)
				693名 (386)

(4) ウェルカムセミナー(施設見学他)

実施回数 4回 参加者数 120名

	開催日	内 容	来館者(団体等)	参加者数 ()内は男性
1	6月3日	施設見学	高知大学 森田教授ゼミ	8名 (3)
2	6月10日	デートDV	高知県立大学社会福祉学部	27名 (5)
3	6月25日	男女共同参画・ジェンダーについて	高知市立旭東小学校3年生	82名 (44)
4	3月6日	視察対応	香川県男女共同参画課	3名 (1)
				120名 (53)

IV 講演会、講習会、研修会等の開催に関する業務

1 男女共同参画推進事業

事業(講座名)	開催日	内 容	参加者数 ()内は男性
男女共同参画推進月間講演会 【オンライン】 《共催団体》 高知県経営者協会他	会場・オンライン 6月29日	男女共同参画についての理解と意識の浸透を図るため、6月の男女共同参画推進月間に講演会を実施した。 演題「その『普通』って、ホントに普通?! 社会にあふれる無意識の思い込み」 ＜講師＞ 守屋 智敬((一社)アンコンシャスバイアス研究所代表理事)	会場 134名 (47) オンライン 122名 (40)
男女共同参画講座 「ジェンダーカフェ」	①9月28日 ②9月29日	絵本を通して、身近な生活の中に潜むジェンダーや潜在的に刷り込まれたジェンダー感に気づき、生きづらさや社会的課題について、参加者がカフェ形式で自由に話し合いながら考え学ぶ講座を開催した。 ①絵本といっしょにBOOK CAFE(親子) ②絵本から読むBOOK CAFE(大人) ＜講師＞ 金 香百合 (堺市立男女共同参画センター館長、eトコプロジェクト代表)	23名 (9)
SOGIに関する講座	会場・オンライン 10月12日	多様性への理解と、性自認・性指向の尊重に資する内容の講座を開催した。 タイトル 「思うがままに服を着る、それはあなたが自由である証」 ＜講師＞ 田中史緒里((株)クーゼス代表取締役)	会場 29名 (3) オンライン 30名 (10)

2 DV防止啓発事業

事業(講座名)	開催日	内 容	参加者数 ()内は男性
DV防止啓発講演会 【オンデマンド】 《共催団体》 高知地方法務局 他 ＜協力機関＞ 香南市人権課	会場 11月9日 オンデマンド 11月15日～ 11月30日	11月12日～25日の「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせ、DV防止を広く県民に啓発するため講演会を実施した。 演題「DVからの回復 再起する力を育むサポート・ケア支援」 ＜講師＞ 宇治 和子 (郡山女子大学短期大学部 幼児教育学科准教授) (同時開催)11/8～11/25 啓発パネル展示、パープル・オレンジリボンツリー等の設置 (中学、高校、大学等)	会場 57名 (14) オンデマンド 586名 (190)

3 ワーク・ライフ・バランス事業

事業(講座名)	開催日	内 容	参加者数 ()内は男性
大学生向けキャリア形成支援 ※高知県立大学との連携	①6月12日 ②11月6日	就職を控え、これからの人生設計を考え始める学生たちを対象に、自分に合った働き方やこれからの生き方など、キャリアを考える機会を設ける講座を開催した。(2回) テーマ「女性の職業生活を通じた自己実現」 <講師> 長澤紀美子(高知県立大学教授) <ロールモデル> 松田さやか((株)高知新聞社メディア企画部読もっかNIE担当) 岩神美紀(農家サポートWebデザイナー)	155名 (15)
大学生向けキャリア形成支援 ※高知大学との連携	9月10日	これから就職する学生を対象に、自らはどのような人生を求めているか、仕事も含めて考える講座を開催した。 テーマ「就活の前に職業人生を考える」 <講師> 児美川孝一郎(法政大学キャリアデザイン学部教授) <ロールモデル> 濱田翔太(株式会社技研製作) 岩神美紀(農家サポートWebデザイナー)	45名 (30)
男性家事・介護基礎講座	会場 ①8月4日 ②10月6日 オンデマンド ③2月20日 ～3月13日	男性の家事・介護への参加を促進し、性別役割分担についての気づきやワークライフバランスの充実について考える講座として座学や講話、料理教室を実施した。 <講師> ①山本尚高(サクラハウス新阪急高知 副総調理長) ②島村昌利(RKC調理製菓専門学校 校長) ③男性介護者/苅谷貢(認知症の人と家族の会高知県支部副代表)ほか2名、高知市基幹型地域包括支援センター職員	会場 19名 (19) オンデマンド 92名 (92)

4 防災啓発事業

講座名	開催日	内 容	参加者数
防災教室	2月15日	防災対策にジェンダーの視点を反映するとともに、年齢、性別、国籍、障がいの有無など、災害時の要配慮者等の多様性にきめ細かく対応できるための知識を学び、防災意識の向上を図る講座を開催した。 「多様な視点で未来を守る」 <講師> 神原 咲子(神戸市看護大学教授)	20名 (6)

5 他機関連携・共催事業

事業(講座名)	開催日	内 容	参加者数
「女性の人権」 講演会 【オンデマンド】 《共催団体》 NPO法人こうち被害 者支援センター	会場 3月8日	こうち被害者支援センターと連携し、女性の人権をテーマに犯罪被害者の支援につながる講演会を開催した。	会場 46名 (8)
	オンデマンド 3月17日～ 3月31日	犯罪被害者支援・女性の人権講演会 「当事者の声が届いた刑法改正と残された課題 ー性暴力被害者の心に春がくるようにー」 ＜講師＞ 早乙女 祥子(一般社団法人Spring共同代表) 村田 智子(弁護士、性暴力救援センター・東京(SARC東京)協力弁護士、Spring協力弁護士)	オンデマンド 375名 (121)

V 人材育成に関する業務

1 人材育成事業

事業(講座名)	開催日	内 容	参加者数 ()内は男性
女性の活躍応援 【オンデマンド】	10月21日～ 11月3日	職場や地域等で活動する女性が、政策・方針決定過程への参画等、活躍の場を広げ、リーダーシップを発揮するために必要な能力を身につけることを目的に講座を開催した。 完璧じゃないほうが魅力的なリーダーになれる！ ～仕事と人生を豊かにする3つの法則～ ＜講師＞ 山本幸美((株)プラウド代表取締役社長)	オンデマンド 150名 -
高知大学地域協働学部 「地域理解実習」	通年 (週1回)	高知大学地域協働学部の「地域理解実習」の実施場所としてソーレの施設や資料を提供し、大学と協働して男女共同参画の推進を図った。 実習 30回 ＜講師＞ 高知大学地域協働学部 准教授 佐藤洋子	81名 (54)

2 就業・起業支援事業

講座名	開催日	内 容	参加者数
就労支援パソコン講座	①8月 3日 ②8月 4日 8月17日 8月25日 ③9月 7日 9月18日	①基礎Excel講座 ②検定対策Excel講座 ③Excelサーティファイ3級検定日 <講師> 横山桂子(サーティファイ認定インストラクター)	30名
就労支援講座	9月8日	メイクで伝える自己表現力 <講師> 高橋絵里(BEREUNA代表)	10名

3 県民からの企画提案事業

男女共同参画を推進するための事業の企画運営について、県民(団体等)を対象に募集し、3企画を実施した。

委託先	開催日	講座等の名称	参加者数 ()内は男性
(1)こうち男女共同参画 ポレール	8月11日	(講演会)「高知の先駆的女性群像 ～男女平等と権利のために立ち上がった女性たち～」	33名 (9)
(2)高知県の男性介護者が 相談できる場所 「ケアメンいごっそう」	10月30日、31日 11月1日	(報告会)アンケート調査結果報告会	91名 (61)
(3)新日本婦人の会 高知県本部	会場 1月26日、2月8日 オンデマンド 1月26日～ 2月10日	(講座) 更年期をChanceに！いきいきと乗り越えよう！	会場 19名 (0) オンデマンド 35名 (11)

4 ボランティア育成・活用事業

事業(講座名)	開催日	内 容	参加者数 ()内は男性
ボランティア活用	年間	事業のサポートを行う県民ボランティアを募集・活用するとともに、活動を通じて男女共同参画への理解浸透を図った。 (活動内容)講演会や講座の受付、イベントの手伝い、図書の選書や企画展示、新聞クリッピング	登録者数 11名 活動実績 延135名
学生ボランティア体験	8月2日 8月6日	夏休みを活用した事業のボランティア体験をとおして、高校生が男女共同参画について知る・学ぶ・考える機会を提供した。	23名 (11)

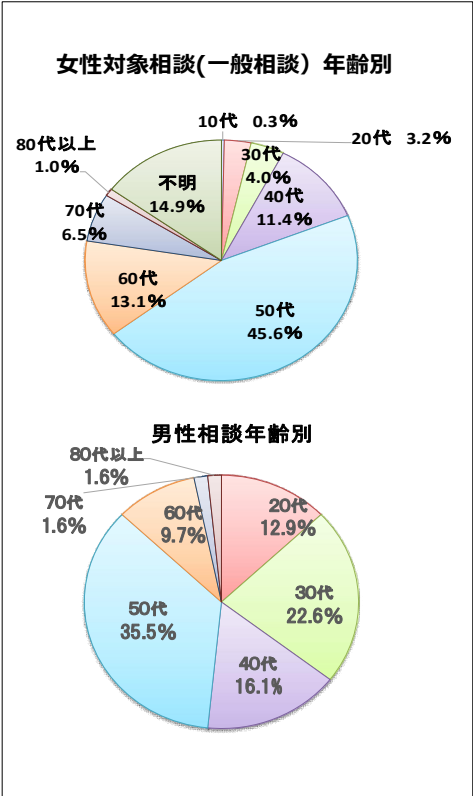
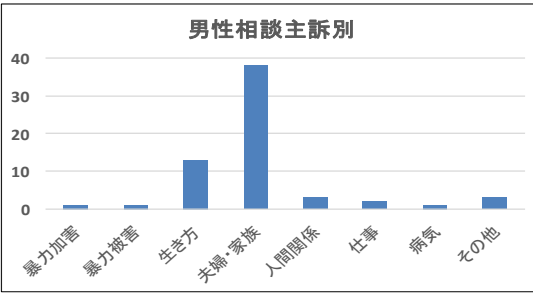
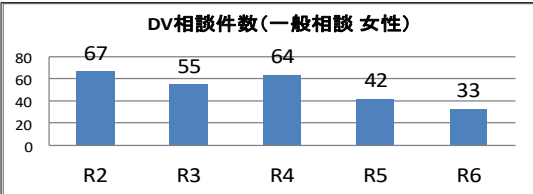
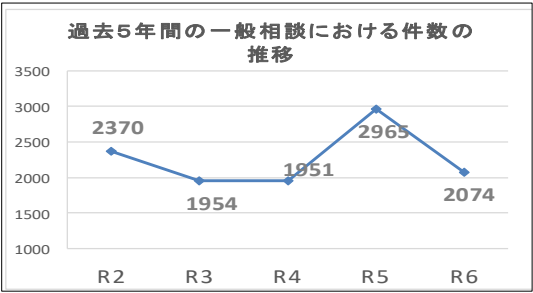
Ⅵ 女性問題の解決その他男女共同参画の推進に向けた相談に関する業務

1 相談事業

相談の種類別件数

相談の種類		件 数
女性対象相談	一般相談（休館日を除く毎日）	2,074 件
	性・身体・健康	520 件
	家族・家庭	455 件
	生 き 方	136 件
	福 祉	46 件
	仕 事	117 件
	暴 力	58 件
	暮 ら し	212 件
	金 銭	93 件
	そ の 他	437 件
	法律相談（月2回）	92 件
	こころの相談（月2回）	48 件
男性対象相談	男性のための悩み相談（月4回）	62 件
にじいろコール	LGBTsに関する相談（月1回）	6 件
合 計		2,282 件

- 性・身体・健康(520件)と家族・家庭(455件)が一般相談の約半数を占めた。
- 性・身体・健康では「不安・イライラ」に関すること(285件)、家族・家庭では夫との関係(100件)、親族関係(86件)などの相談が多かった。
- その他は、男性からの相談や問合せなども含む。
- 令和5年度から男性相談の回数を月3回から4回に増やした。



2 講座等

講座名	開催日	内 容	参加者数 ()内は男性
相談員スキル アップ研修	① 会場 6月2日 オンデマンド 6月9日～ 7月8日 ② 6月23日	県内相談機関の相談員を対象に、女性の立場を理解し、ジェンダーに敏感な視点を持って相談業務ができるよう研修を実施するとともに相談員の連携を図った。 テーマ「対人援助職のセルフケア」 ①セルフケア力を高める ②マインドフルネス体験 ＜講師＞ ①市場恵子 （社会心理学講師、カウンセラー） ②石井朝子 （ヒューマンウェルネスインスティテュート合同会社代表・心理学博士）	会場 34名 (7) オンデマンド 110名 (35)
相談関連講座	2月8日	家族間のコミュニケーションをテーマとして、DV・虐待等の暴力予防、深刻化を防ぐことを目的に講座を実施した。 近しき仲にも礼儀あり?! ～心地よい親子関係～ ＜講師＞ 林 恭子 （(一社)ひきこもりUX会議代表理事）	29名 (6)
女性の居場所 づくり事業	① 5月20日 ② 7月22日 ③ 10月28日 ④ 12月22日 ⑤ 2月17日 ⑥ 3月17日	トラウマやコロナ禍など、何らかの傷つきから生活や就労の場でつまづき、生きづらさや働きづらさを感じている女性に、自尊感情の回復や必要なスキルを身に付ける場となる講座を実施した。 余剰化粧品の無償提供により女性を支援する「コスメバンクプロジェクト」と連携し、コスメキットを参加者に配付した。 女性の居場所づくり事業「ゆるりのしっぽ」 ①わたしの“推し” ②飾らない私と向き合う時間 ③心を穏やかに保つヒケツ ④ふらりっとゆるりっとつながる相談会 ⑤ゆる〜く学ぶ 健康づくりのヒント ⑥心も体もリラックス セルフケアのすすめ ＜講師＞ ①ソーレ職員 ②金香百合(堺市立男女共同参画センター館長、eトコプロジェクト代表) ③植田美和子(アールキャリアデザイン代表) ④高知県女性相談支援センター、高知県立消費生活センターほか ⑤高知市健康増進課保健師 ⑥竹村朝海(臨床心理士/公認心理師)	126名 -

Ⅶ 関係団体等の相互の交流の促進及び自主的活動への支援に関する業務

1 団体等の自主活動支援事業（ソーレえいど事業）

男女共同参画の推進に資する事業を実施した団体等の活動を支援するため、2団体に対し助成した。

助 成 団 体 名	事業内容	助成額
こうち男女共同参画ポレール 【高知市外】	(講演、ワークショップ) 増やそう女性議員！なくそう女性ゼロ議会」円卓会議in四万十町	50,776円
こうちねっと見守り会議	(講演、シンポジウム) ・スマートフォンやゲーム機が、子どもに与える影響について ～眼科医による警告！！スマホが引き起こす様々な障害～ ・高知の今をどう見る～全国の取り組みから見るネット問題～	200,000円
計		250,776円

2 ソーレまつりの開催

ソーレ開館を記念し講演会を開催したほか、利用団体等の活動発表や作品展示、イベント等を実施しセンターを広く県民に周知した。(館内及びオンラインで開催)

事業名		開催期間	内 容	参加者数 ()内は男性	
ソーレ まつり 2025	基調講演	1月26日～ 2月10日	「フェーズフリーから考える『おうち防災』」 ＜講師＞ 奥村奈津実(防災アナウンサー、環境省アンバサダー)	オンデマンド 232名 (75)	
	団体企画	1月26日	委託先:こうち男女共同参画ポレール (講座)親子でご飯づくり～お魚をさばいて料理をつくろう～	25名 (2)	
			委託先:こうち男女共同参画ポレール (シンポジウム) くらしも政治もジェンダー平等でやるがやきね	52名 (8)	
			委託先:こうちJBL001 (講座) 多様な視点で考えよう！これからの「ペット防災」	64名 (1)	
			委託先:こうちJBL♡2024 (講座)知っていますか？“0次”の備え ～マイ避難ポーチをつくってみよう～	47名 (6)	
	団体活動の 発表		利用団体等による イベント、発表等	・ワークショップ ・ステージ ・バザー ・パネル展示 ・作品展示	33団体
		1月26日～ 2月10日	【録画配信】ステージ発表、活動紹介、講座、講演会 オンデマンド視聴回数 686名		11団体
参加者数の合計（オンラインは視聴1回を1名として集計） 会場1,214名 オンライン918名				2,132名 (92)	

こうち男女共同参画センター施設利用料の推移

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
利用件数(単位:件)	3,750	3,860	3,810	3,376
利用者数(単位:人)	46,571	44,417	45,387	35,451
利用料収入(単位:千円)	10,248	10,271	9,713	8,682

＜参考＞ ○平成15年度から利用料制度導入
 ○平成16年10月から減免・利用制限の取扱を変更
 団体要件の減免を廃止し、施設目的に沿った利用のみ減免、営利団体に2倍料金で貸出開始
 ○平成18年度から休館日を変更
 水曜日を閉館(第2水曜除く)、月曜夜間(17:00～21:00)を閉館。
 ○令和2年度はコロナ禍の影響により、4/10～5/10の休館や、定員の半分で利用などの制限有り。

令和4年度			令和4年										令和5年				年度計
			前期繰延	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	次期繰越	
利用料収入(単位:千円)			123	667	903	812	783	728	997	961	943	751	652	1,298	772	-142	10,248
(単位:利用件数)	団体等	半額免除	0	12	13	10	23	8	9	26	10	7	10	10	10	-5	143
	営利団体	2倍料金	2	33	37	40	40	39	37	36	31	44	32	41	35	-3	444
	一般	定額料金	53	225	242	263	261	173	237	272	268	221	201	289	248	-55	2,898

令和5年度			令和5年										令和6年				年度計
			前期繰延	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	次期繰越	
利用料収入(単位:千円)			142	832	782	982	1,170	804	987	1,011	764	679	694	900	732	-208	10,271
(単位:利用件数)	団体等	半額免除	5	12	19	9	14	10	13	9	14	9	9	9	4	-5	131
	営利団体	2倍料金	3	32	24	51	35	49	51	41	41	45	30	53	23	1	479
	一般	定額料金	55	304	272	274	312	222	275	268	248	247	221	240	247	-93	3,092

令和6年度			令和6年										令和7年				年度計
			前期繰延	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	次期繰越	
利用料収入(単位:千円)			208	776	831	951	1,046	512	854	984	818	595	620	785	841	-108	9,713
(単位:利用件数)	団体等	半額免除	5	11	15	13	22	9	9	10	6	11	12	9	9	-6	135
	営利団体	2倍料金	-1	49	37	41	50	45	47	51	37	39	32	48	33	-1	507
	一般	定額料金	93	252	247	279	270	201	247	247	236	245	208	264	258	-51	2,996

令和7年度			令和7年										令和8年				年度計
			前期繰延	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	次期繰越	
利用料収入(単位:千円)			108	669	505	775	1,181	865	803	690	758	575	519	718	653	-137	8,682
(単位:利用件数)	団体等	半額免除	6	3	16	9	7	12	9	18	12	4	7	2	6	-5	106
	営利団体	2倍料金	1	42	36	36	47	33	50	37	61	37	34	58	26	-2	496
	一般	定額料金	51	252	200	237	251	214	244	232	199	183	213	199	223	-67	2,631

【収支の概要(令和6年度実績)】

指定管理代行料	74,540,000
その他受託事業収入	2,826,592
利用料収入	9,755,030
施設利用料収入	9,712,790
ロッカー・PC利用料収入	42,240
管理費の各機関負担金	8,183,869
受講者負担金収入	144,500
使用料収入	237,360
公衆電話使用料収入	0
複写機使用料収入	47,960
印刷機使用料収入	189,400
指定管理者収入	547,867
物品等販売収入	180,050
その他	367,817
合計	96,235,218

人件費	39,772,822
管理費	45,668,992
旅費交通費	166,013
通信運搬費	1,624,889
消耗品費	839,930
印刷製本費	193,050
修繕費	2,856,700
水道光熱費	11,550,528
賃借料	1,124,546
業務委託費	22,354,005
保険料	40,730
その他	851,141
租税公課費	4,067,460
事業費	12,375,376
合計	97,817,190
収支差額	-1,581,972

＜管理費の各機関負担金について＞

1 入居機関と共益費用の負担(令和8年度)

こうち男女共同参画センター「ソーレ」には、次の機関が入居しています。

各機関の共益費用については、施設全体の共益費用を、これら各機関の占有面積により按分した額を負担するよう協定等を結んでいます。

なお、喫茶コーナー運営者は、光熱水費の実費を負担しています。

- ・ 消費生活センター (按分率 23.85%)
- ・ ひとり親家庭等就業・自立援助センター (同 1.17%)
- ・ がん相談窓口 (同 2.76%)
- ・ 県有施設分 (同 12.02%)

2 共益費用(令和8年度)

＜消耗品＞

- ・ 照明器具交換電球代

＜水道光熱費＞

- ・ 電気料金、ガス料金、水道料金

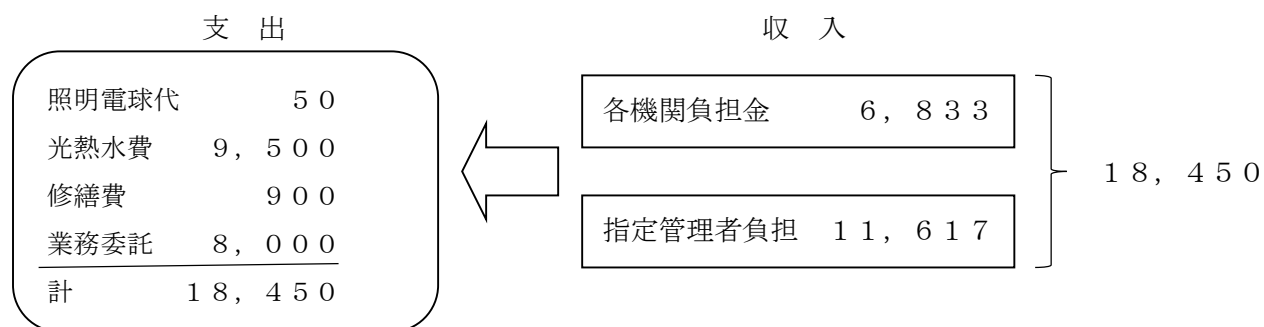
＜修繕費＞

- ・ 建物修繕費、空調フィルタ取替費用

＜業務委託＞

- ・ 機械警備委託、休館日保安業務委託、清掃業務委託（事務所内除く）
- ・ エレベーター保守委託、ゴミ収集処理委託、浄化槽保守委託
- ・ 電話交換機保守委託、空調設備保守委託、自動ドア保守委託
- ・ 消防設備保守委託、排煙装置保守委託
- ・ 視覚障害者誘導システム保守委託、遮光幕電動装置保守委託
- ・ 植栽管理業務委託、受水槽清掃業務委託、電気設備保安管理業務委託
- ・ デマンド監視業務

3 共益費用の収支計上イメージ



○こうち男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例

平成10年10月20日条例第44号

改正

平成15年 3 月28日条例第23号

平成15年12月26日条例第64号

平成17年 3 月29日条例第33号

平成23年 3 月23日条例第 9 号

平成25年 3 月29日条例第44号

平成26年 3 月25日条例第25号

令和 4 年10月21日条例第34号

こうち女性総合センターの設置及び管理に関する条例をここに公布する。

こうち男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例

(設置)

第1条 女性と男性が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における活動にともに参画する男女共同参画社会を実現するための活動の拠点となる総合的な施設として、こうち男女共同参画センター（以下「センター」という。）を高知市に設置する。

(業務)

第2条 センターは、前条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

- (1) 男女共同参画の推進に関する情報の収集及び提供
 - (2) 男女共同参画の推進に関する調査研究
 - (3) 男女共同参画の推進に対する県民の理解を深めるための広報及び啓発
 - (4) 男女共同参画の推進に関する講演会、講習会、研修会等の開催
 - (5) 男女共同参画を推進する人材の育成
 - (6) 女性問題の解決その他男女共同参画の推進に向けた相談
 - (7) 男女共同参画の推進に資する活動を行う団体等の相互の交流の促進及び自主的活動への支援
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、センターの設置の目的を達成するために必要な業務
- (指定管理者による管理)

第3条 センターの管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であつて、知事が指定するもの（以下「指定管理者」という。）にこれを行わせるものとする。

（休館日）

第4条 センターの休館日は、次に掲げるとおりとする。

- （1） 第2水曜日
- （2） 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日
- （3） 12月29日から翌年の1月3日までの日

2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めたとき又は指定管理者が必要があると認める場合であつてあらかじめ知事の承認を得たときは、同項に規定する休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

（利用時間）

第5条 センターの利用時間は、土曜日、日曜日及び月曜日以外の日は午前9時から午後9時まで、土曜日、日曜日及び月曜日は午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要があると認めたとき又は指定管理者が必要があると認める場合であつてあらかじめ知事の承認を得たときは、同項に規定する利用時間を変更することができる。

（利用の許可等）

第6条 センターの大会議室その他の施設（その附属設備を含む。以下「許可施設」という。）を利用しようとする者は、指定管理者（センターの管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、知事。次項及び次条において同じ。）の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。

2 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の許可をしないことができる。

- （1） 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあると認めるとき。
- （2） 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。次条第1項第4号において同じ。）の活動に利用されると認めるとき。
- （3） センターの管理上支障があると認めるとき。
- （4） 前3号に掲げる場合のほか、許可施設を利用させることが不適當であると認めるとき。

3 第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、当該許可に伴う権利を他人に譲渡し、又は転貸してはならない。

(利用の許可の取消し等)

第7条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第1項の許可を取り消し、利用を停止させ、又は許可の条件を変更することができる。

- (1) 利用者がこの条例若しくはこの条例に基づく規則の規定又は指定管理者若しくはその命を受けた者が指示した事項に違反したとき。
- (2) 利用者が許可の条件に違反したとき。
- (3) 利用者が前条第1項の許可の申請書に偽りの記載をし、又は不正の手段によって同項の許可を受けたとき。
- (4) 暴力団の活動に利用されると認めるとき。
- (5) 前各号に掲げる場合のほか、センターの管理上特に必要があると認めるとき。

2 前項の場合において、利用者に損害が生じても、指定管理者は、賠償責任を負わない。ただし、同項第5号の規定に該当する場合における同項の規定に基づく処分をした場合であつて、当該処分が指定管理者の都合によるときは、この限りでない。

(利用料金の納付)

第8条 利用者は、第10条の規定により定められたセンターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に納付しなければならない。

(利用料金の収受)

第9条 指定管理者は、利用者が納付する利用料金を当該指定管理者の収入として収受するものとする。

(利用料金の承認)

第10条 利用料金の額は、別表に定める利用料金の基準額に消費税法（昭和63年法律第108号）第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例（昭和33年高知県条例第1号）第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該利用料金の基準額に加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。以下この項において「税込み基準額」という。）に0.5を乗じて得た額から税込み基準額に2を乗じて得た額までの範囲内において、指定管理者があらかじめ知事の承認を得て定めるものとする。これを変更しようとするときも、同様とする。

(利用料金の減免)

第11条 指定管理者は、特に必要があると認めたときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。

(利用料金の還付)

第12条 指定管理者が既に収入として収受した利用料金は、還付しない。ただし、指定管理者が特別の理由があると認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(使用料)

第13条 センターの管理を指定管理者が行うことができない場合は、第8条の規定にかかわらず、利用者は、使用料を県に納付しなければならない。

2 使用料の額は、別表に定める利用料金の基準額に消費税法第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を当該利用料金の基準額に加えて得た額（当該額に10円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。以下この項において「税込み基準額」という。）に0.5を乗じて得た額から税込み基準額に2を乗じて得た額までの範囲内において、規則で定めるものとし、同表の1の表備考及び2の表備考の規定の適用については、これらの規定中「利用料金」とあるのは、「使用料」とする。

3 使用料の減免及び還付については、前2条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「利用料金」とあるのは「使用料」と、第11条中「指定管理者」とあるのは「知事」と、前条中「指定管理者が既に収入として収受した」とあるのは「既に納付された」と、「ただし、指定管理者」とあるのは「ただし、知事」と読み替えるものとする。

(損害賠償義務)

第14条 センターを利用する者又は指定管理者は、故意又は過失によりセンターの施設、設備等を損傷し、又は亡失したときは、これによって生じた損害を知事の認定に基づき賠償しなければならない。

(指定管理者が行う業務)

第15条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 第2条各号に掲げる業務
- (2) 第6条第1項及び第2項に規定する利用の許可等、第7条に規定する利用の許可の取消し等その他の利用の許可に関する業務
- (3) 第9条に規定する利用料金の収受、第11条に規定する利用料金の減免、第12条に規定する利用料金の還付その他の利用料金の徴収に関する業務
- (4) センターの施設、設備等の維持管理に関する業務

(指定管理者の指定の申請)

第16条 第2条に規定する指定管理者の指定を受けようとするものは、規則で定める申請書に次に掲げる書類を添えて、当該指定について知事に申請しなければならない。

- (1) 前条各号に掲げる業務（以下「業務」という。）に係る事業計画書
- (2) 前号に掲げるもののほか、知事が特に必要なものとして規則で定める書類
(指定管理者の指定等)

第17条 知事は、前条の規定による申請があったときは、次の各号のいずれにも該当するもののうちから指定管理者の候補者を選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定するものとする。

- (1) 前条第1号の事業計画書（以下この項において「事業計画書」という。）によるセンターの管理が県民の平等利用を確保することができるものであること。
- (2) 事業計画書の内容がセンターの効用を最大限に発揮させるとともに、その業務に係る経費の縮減が図られるものであること。
- (3) 事業計画書に沿った業務を安定して行う物的能力及び人的能力を有しており、又は確保することができるものであること。
- (4) 事業計画書による業務の実施により、男女共同参画社会を実現するための活動の拠点となることができるものであること。

2 指定管理者は、その名称、主たる事務所の所在地その他規則で定める事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

(事業報告書の作成及び提出)

第18条 指定管理者は、毎年度終了後30日以内に、次に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、知事に提出しなければならない。ただし、年度の途中において、第20条第1項の規定に基づき指定を取り消されたときは、その取り消された日から起算して30日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

- (1) 業務の実施状況及び利用者の利用状況
- (2) 利用料金の徴収の実績
- (3) 業務に係る経費等の収支状況
- (4) 前3号に掲げるもののほか、指定管理者によるセンターの管理の実態を把握するために知事が必要があると認めるもの
(業務報告の聴取等)

第19条 知事は、センターの管理の適正を期するため、指定管理者に対して、業務及びその経理の状況に関し定期的に又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(指定の取消し等)

第20条 知事は、指定管理者が前条の規定に基づく指示に従わないときその他指定管理者による管理を継続することが適当でないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。

2 前項の規定に基づき指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じて、県は、賠償責任を負わない。

(指定等の告示)

第21条 知事は、次に掲げる場合には、その旨を告示するものとする。

- (1) 第17条第1項の規定による指定をしたとき。
- (2) 第17条第2項の規定による名称又は主たる事務所の所在地の変更に係る届出があったとき。
- (3) 前条第1項の規定に基づき指定を取り消し、又は期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命じたとき。

(原状回復義務)

第22条 指定管理者は、その指定の期間が満了したとき又は第20条第1項の規定に基づき指定を取り消され、若しくは期間を定めて業務の全部若しくは一部の停止を命ぜられたときは、その管理しなくなったセンターの施設、設備等を速やかに原状に回復しなければならない。ただし、知事の承認を得たときは、この限りでない。

(秘密保持義務)

第23条 指定管理者又は業務に従事している者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条及び第67条の規定によるほか、同法の規定を遵守し、個人情報を保護するとともに、業務に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は業務に従事している者がその職務を退いた後においても、同様とする。

(委任)

第24条 この条例に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。（平成10年12月規則第125号で、同11年1月29日から施行）

（高知県収入証紙条例の一部改正）

- 2 高知県収入証紙条例（昭和39年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表中

「	73 高知県工業技術センターの 企業化支援研究室の使用料	高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例（平成2年高知県条例第5号）第5条第1項	」
---	---------------------------------	--	---

を

「	73 高知県工業技術センターの 企業化支援研究室の使用料	高知県工業技術センターの設置及び管理に関する条例（平成2年高知県条例第5号）第5条第1項	」
	74 こうち女性総合センターの 使用料	こうち女性総合センターの設置及び管理に関する条例（平成10年高知県条例第44号）第7条	

に改める。

附 則（平成15年3月28日条例第23号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成15年4月1日から施行する。

（高知県収入証紙条例の一部改正）

- 2 高知県収入証紙条例（昭和39年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）

附 則（平成15年12月26日条例第64号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月29日条例第33号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

（準備行為）

- 2 この条例による改正後のこうち男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第3条に規定する指定管理者の指定及び当該指定に関し必要なその他の

行為は、この条例の施行の日前においても、改正後の条例第16条及び第17条第1項の規定の例により行うことができる。

(経過措置)

3 この条例の施行の日前にこの条例による改正前のこうち男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例（次項において「改正前の条例」という。）の規定によりなされた処分その他の行為は、改正後の条例の規定によりなされたものとみなす。

4 この条例の施行の際現に改正前の条例第8条の規定に基づき委託しているこうち男女共同参画センターの管理及び当該管理の委託を受けた者による利用料金の収受等については、平成18年9月1日（同日前に改正後の条例第17条第1項の規定による指定をした場合は、当該指定の日）までの間は、なお従前の例による。

(高知県収入証紙条例の一部改正)

5 高知県収入証紙条例（昭和39年高知県条例第1号）の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則（平成23年3月23日条例第9号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日条例第44号抄）

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。（後略）

附 則（平成26年3月25日条例第25号）

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（令和4年10月21日条例第34号抄）

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第10条、第13条関係）

1 許可施設（2の附属設備を除く。）に係る利用料金の基準額

区分	利用料金の基準額（1時間につき）	
	土曜日及び日曜日以外の日（第4条第1項各号に掲げる日を除く。）の午前9時から午後9時まで	土曜日及び日曜日の午前9時から午後5時まで

創作実習室	860円	1,050円
大会議室	4,100円	5,150円
研修室 1	390円	480円
研修室 2	390円	480円
研修室 3	390円	480円
調理実習室	1,150円	1,430円
和室 1	480円	580円
和室 2	580円	770円
視聴覚室	860円	1,050円
レクリエーション室	1,150円	1,430円

備考 1 「土曜日及び日曜日の午前 9 時から午後 5 時まで」には、第 4 条に規定する休館日又は第 5 条第 1 項に規定する利用時間以外の時間（月曜日の午後 5 時から午後 9 時までを除く。）に許可施設を利用する場合を含むものとする。

2 利用料金の計算の対象となる利用時間には、専ら利用者の本来の利用目的に許可施設を利用する時間のほか、その準備及び後片付け等に要する時間を含むものとする。

3 利用料金の計算において、利用時間が 1 時間未満であるとき又は利用時間に 1 時間未満の端数があるときは、当該利用時間又は当該端数を 1 時間として計算する。

2 附属設備に係る利用料金の基準額

区分	利用料金の基準額（1 月につき）
グループロッカー	100円

備考 利用料金の計算において、附属設備の利用を開始する日又は終了する日が月の途中である場合におけるその月分の利用料金は、1 月として計算する。

○こうち男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例施行規則

平成10年11月20日規則第122号

改正

平成11年 3 月31日規則第36号

平成15年 3 月28日規則第29号

平成16年 3 月19日規則第24号

平成16年10月 1 日規則第103号

平成17年 6 月24日規則第94号

平成26年 3 月31日規則第53号

こうち女性総合センターの設置及び管理に関する条例施行規則をここに公布する。

こうち男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、こうち男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例（平成10年高知県条例第44号。以下「条例」という。）の規定に基づき、こうち男女共同参画センター（以下「センター」という。）の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の許可の申請)

第2条 条例第6条第1項の許可施設（同項に規定する許可施設をいう。以下同じ。）の利用の許可（以下「利用の許可」という。）を受けようとする者は、条例第3条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に対して、指定管理者が定める利用許可申請書を提出しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、センターの管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、利用の許可を受けようとする者は、知事に対して、別記第1号様式による利用許可申請書を提出しなければならない。

3 前2項の規定による申請は、次の各号に掲げる場合に依じ、当該各号に定める日から受け付けるものとする。ただし、指定管理者（センターの管理を指定管理者が行うことができない場合にあっては、知事。次条第1項及び第2項、第5条第1項、第6条、第14条並びに第15条において同じ。）が特に認めたときは、この限りでない。

(1) 大会議室を利用する場合（次号に掲げる場合を除く。） 利用を開始する日の1年前の日

(2) 営利を目的として大会議室を利用する場合又は営利を目的とする法人その他の団体が大会議室を利用する場合 利用を開始する日の6月前の日

(3) 大会議室以外の許可施設を利用する場合（次号に掲げる場合を除く。） 利用を開始する日の3月前の日

(4) 営利を目的として大会議室以外の許可施設を利用する場合又は営利を目的とする法人その他の団体が大会議室以外の許可施設を利用する場合 利用を開始する日の2月前の日
(利用の取消しの届出等)

第3条 利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、許可施設の利用を取り消すときは、直ちにその旨を指定管理者に届け出なければならない。

2 条例第6条第1項の利用の許可を受けた事項の変更の許可（第5条第1項において「利用の変更の許可」という。）を受けようとする者は、指定管理者に対して、指定管理者が定める利用変更許可申請書を提出しなければならない。

3 知事に対して提出する前項の利用変更許可申請書は、別記第2号様式によるものとする。
(口頭による申請)

第4条 第2条第1項又は前条第2項の規定による申請については指定管理者が、第2条第2項又は前条第2項（センターの管理を指定管理者が行うことができない場合に限る。）の規定による申請については知事が特に必要があると認めたときは、口頭により行うことができる。
(施設利用券の交付等)

第5条 指定管理者は、第2条第1項若しくは第3条第2項又は前条の規定による申請があった場合において、利用の許可又は利用の変更の許可をするときは指定管理者が定める施設利用券を当該申請をした者に交付し、利用の許可又は利用の変更の許可をしないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

2 知事が交付する前項の施設利用券は、別記第3号様式によるものとする。
(利用料金等の納付の時期)

第6条 条例第8条の規定による利用料金の納付又は条例第13条第1項の規定による使用料の納付は、前条の施設利用券の交付を受ける際にこれをしなければならない。ただし、指定管理者が特に認めたときは、この限りでない。
(利用料金の承認の申請)

第7条 指定管理者は、条例第10条の規定により利用料金を定めようとするときは、知事に対して、別記第4号様式による利用料金承認申請書を提出しなければならない。

2 指定管理者は、条例第10条の規定により知事の承認を得た利用料金を変更しようとするときは、知事に対して、別記第5号様式による利用料金変更承認申請書を提出しなければならない。

(使用料の額)

第8条 消費税法(昭和63年法律第108号)第29条に規定する消費税の税率を乗じて得た消費税の額及び当該消費税の額に高知県税条例(昭和33年高知県条例第1号)第70条の4に規定する地方消費税の税率を乗じて得た地方消費税の額を加えることとなる条例第13条第2項の規則で定める使用料の額は、知事が別に定める。

(使用料の減免の申請等)

第9条 条例第13条第3項において読み替えて準用する条例第11条の規定に基づき使用料を減額し、又は免除する必要があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 条例第2条第1号から第7号までに掲げる事業に該当する事業について、国及び地方公共団体が許可施設を利用するとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、使用料を減額し、又は免除することが適当であると知事が認めるとき。

2 前項の規定により減額する使用料の額は、知事が別に定める。

3 条例第13条第3項において読み替えて準用する条例第11条の規定に基づき使用料の減額又は免除を受けようとする者は、知事に対して、別記第6号様式による使用料減額(免除)承認申請書を第2条第2項の利用許可申請書又は第3条第3項の利用許可申請書とともに提出しなければならない。

4 知事は、前項の規定による申請があった場合において、使用料の減額又は免除を承認するときは別記第7号様式による使用料減額(免除)承認通知書を当該申請をした者に交付し、承認しないときはその旨を当該申請をした者に通知するものとする。

(使用料の還付の請求等)

第10条 条例第13条第3項において読み替えて準用する条例第12条ただし書の規定に基づき使用料を還付する特別の理由があると認めるときは、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- (1) 利用者の責任によらない理由で許可施設を利用することができなくなったとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、使用料を還付することが適当であると知事が認めるとき。

2 条例第13条第3項において読み替えて準用する条例第12条ただし書の規定に基づき使用料の還付を受けようとする者は、知事に対して、別記第8号様式による使用料還付請求書を提出しなければならない。

3 知事は、前項の規定による請求があった場合において、使用料の還付を決定したときは別記第9号様式による使用料還付決定通知書を当該請求をした者に交付し、還付しないときはその旨を当該請求をした者に通知するものとする。

(管理上の立入り)

第11条 利用者は、センターの関係職員が許可施設並びにセンターの設備及び備品等（以下「設備等」という。）の管理その他職務上の必要があつて当該利用に係る許可施設に立ち入る場合は、これを拒むことができない。

(利用終了後等の整理)

第12条 利用者は、許可施設の利用が終わったとき又は条例第7条第1項の規定に基づき利用の許可を取り消され、若しくは利用を停止させられたときは、設備等を所定の位置に戻し、センターの関係職員の点検を受けなければならない。

(遵守事項)

第13条 利用者及びセンターに入館する者（以下「入館者」という。）は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 許可を受けないで火気を使用し、又は危険を起こすおそれのある行為をしないこと。
- (2) 許可を受けないで飲食物その他の物品を販売し、又は陳列しないこと。
- (3) 許可を受けないで広告物を掲示し、又は配布しないこと。
- (4) センターの施設又は設備等を汚損し、損壊し、又は汚損し、若しくは損壊するおそれのある行為をしないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、センターの管理上必要な指示に反する行為をしないこと。

(入館の制限)

第14条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当すると認めた者に対して、センターへの入館を拒み、又はセンターからの退去を命ずることができる。

- (1) 他の利用者及び入館者に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある者
- (2) 前条の規定に違反し、又は違反するおそれのある者

(損壊等の届出)

第15条 利用者又は入館者は、センターの施設又は設備等を汚損し、又は損壊したときは、直ちに指定管理者に届け出て、その指示を受けなければならない。

(指定管理者の指定の申請に必要な書類等)

第16条 条例第16条の規則で定める申請書は、別記第10号様式によるものとする。

2 条例第16条第2号の規則で定める書類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 条例第15条各号に掲げる業務に係る収支予算書
- (2) 定款、規約その他これらに類する書類
- (3) 法人にあっては当該法人の登記事項証明書、法人以外の団体にあっては当該団体の代表者の住民票の写し
- (4) 前項の申請書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度における貸借対照表、損益計算書その他の経営状況を明らかにする書類
- (5) 前各号に掲げる書類のほか、知事が必要があると認める書類

3 条例第17条第2項の規則で定める事項は、指定管理者の代表者の氏名とする。

(雑則)

第17条 この規則に定めるもののほか、センターの管理に関し必要な事項は、知事が別に、又は指定管理者が知事の承認を得て定める。

附 則

この規則は、条例の施行の日〔平成11年1月29日〕から施行する。

附 則（平成11年3月31日規則第36号）

(施行期日)

1 この規則は、平成11年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正前のこうち女性総合センターの設置及び管理に関する条例施行規則別記様式は、この規則による改正後のこうち女性総合センターの設置及び管理に関する条例施行規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

附 則（平成15年3月28日規則第29号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月19日規則第24号）

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年10月1日規則第103号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年6月24日規則第94号）

(施行期日)

1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為として行う申請に必要な書類)

- 2 こうち男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例（平成17年高知県条例第33号）附則第2項の規定に基づき、同条例の施行の日前において行う指定管理者の指定の申請に必要な書類については、第16条の規定の例による。

(経過措置)

- 3 この規則の施行の日前にこの規則による改正前のこうち男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例施行規則の規定によりなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定によりなされたものとみなす。
- 4 この規則による改正前のこうち男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例施行規則別記様式は、この規則による改正後のこうち男女共同参画センターの設置及び管理に関する条例施行規則の規定にかかわらず、残品の限度で使用することができる。

附 則（平成26年3月31日規則第53号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。